

守山市地域公共交通計画の策定について

昨年度より、守山市地域公共交通活性化協議会および市議会において、策定理由や経緯、市民懇談会やアンケート等の調査、現状と課題、計画の理念と方針、施策項目等について、計画策定に向けて協議を重ねてきました。

この度、社会経済情勢の変化や上位関連計画、法令等の改正への対応、これまでの協議におけるご意見等を踏まえ、計画の素案として取りまとめました。

1 計画素案への反映内容

(1) 法令等の改正への対応（新たに記載が必要となった項目）

ア 各公共交通の役割や補助対象路線の位置付けを計画に記載（P89～P91）

イ 計画の目標に「利用者数」、「公的負担額」、「収支率」を記載（P44、P92～P93）

(2) これまでの協議におけるご意見

ア 福祉施策や自転車施策との連携が重要である。

→福祉施策について、福祉輸送の項目を本計画に記載（P41～P43、P89）

自転車施策について、公共交通網における位置付け（P37）やB T Sに関する取り組み内容の詳細（P97）を記載

イ 基本理念には「地域交通」と記載があるが、他は「地域公共交通」とされている箇所が多い。意図があれば教えていただきたい。

→特別な意図はないため、基本理念の表現を「地域公共交通」に変更（P87）

ウ 駅西口ロータリーの混雑によりバスの運行に乱れが生じているため、解決が必要

→網形成方針からの継続施策として記載（P99）

エ もりーカーについては、予算の問題もあると思うが、さらに周知して欲しい。

→もりーカーの周知等に関する新規施策を追加（P102）

オ 案内板や路線図については、病院へのアクセスを念頭に置いて変更すると良い。

→該当施策の記載に、病院へのアクセスに関する文言を記載（P106）

カ 今後さらなる乗務員不足が予想されるため、乗務員確保の問題にも触れていく方が良いのではないか。

→地域公共交通の担い手の確保に関する新規施策を追加（P109）

2 計画素案

計画素案（本編）について、現行計画である守山市地域公共交通網形成方針からの変更点は赤文字、法令等の改正への対応部分は水色マーカー、これまでの協議におけるご意見に関連する部分は黄色マーカーで記載しています。

【資料 1 - 1 守山市地域公共交通計画素案（本編）】

【資料 1 - 2 守山市地域公共交通計画素案（概要版）】

(1) 策定概要

- ア 現行計画である網形成方針の計画年次中でもあるため、網形成方針をベースに、法令等の改正に対応しました。
- イ 上位関連計画、守山市の地域特性、公共交通の実態に関するデータ、各種調査結果等を整理し、公共交通を取巻く現状や今後想定される課題を整理しました。
- ウ 課題を解決し、地域公共交通の維持確保や活性化を図るための基本理念と基本方針を定め、各交通の役割や補助対象路線の位置付けも併せて整理しました。
- エ 計画の目標を示すとともに、目標を達成するための事業・施策の内容および実施主体、スケジュールを取りまとめ、計画の評価方法についても決めました。

(2) 計画の構成

- ア 上位関連計画の整理 (P7～P13)
- イ 守山市の現状・公共交通の実態 (P14～P85)
- ウ 守山市の地域公共交通に関する課題 (P86)
- エ 守山市地域公共交通計画の基本理念・基本方針 (P87～P88)
- オ 守山市の地域公共交通ネットワーク (P89～ P91)
- カ 計画の目標 (P92～P93)
- キ 目標を達成するために行う事業・施策 (P94 ～P113)
- ク 計画の評価と推進体制 (P114～P116)

3 今後のスケジュール

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 令和5年11月 | 活性化協議会（素案） |
| 12月 | 環都常任委員会（素案） |
| 令和6年1月 | パブリックコメント実施 |
| 2月 | 活性化協議会（パブリックコメントの結果、最終案） |
| 3月 | 環都常任委員会（パブリックコメントの結果、最終案）、計画策定 |